



島根県報

平成21年3月27日（金）
号外第45号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	5
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	6
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	7
専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	13
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	14
一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	14
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	14

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	15
------------------------	----

【人委訓令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正	17
--------------------	----

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 1 号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 3 項第 2 号中「、その額に再任用短時間勤務に係る算出率を」を「その額に再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務に係る算出率をそれぞれ」に改める。

第 6 条の 5 第 1 項第 3 号中「条例第 9 条の 2 の」を「同条の」に改める。

第11条の 6 中「以下」の次に「この条において」を加える。

第13条の 2 第 2 項第 1 号中「以下「当該週」という。」を削り、「半日」を「4 時間の」に改め、同号ア中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第 1 項に規定する時間（以下「法定労働時間」という。）」を「38時間45分」に改め、同号イ中「法定労働時間」を「38時間45分」に改め、同項第 2 号中「法定労働時間」を「38時間45分」に改める。

第15条の 3 の 2 第 1 項第 1 号中「管理職員 管理職員」を「条例第 7 条の 2 第 1 項に規定する管理職員 当該管理職員」に改める。

第22条第 1 項中「8 時間」を「7 時間45分」に改める。

別表第 3 知事の事務部局の部 1 種の項中 「会計管理者」を「会計管理者 危機管理監」に改め、同部 3 種の項中

「本庁課長		「政策企画監	
管理監		本庁課長	
政策企画監	を	管理監	に改め、同部 5 種の項中
統括団体検査監		医療企画監	「上席調整監」を「上席調整監 政策調整監」に改め、
統括指導監査監		統括指導監査監	
		統括団体検査監	

「福祉事務所長」を削り、同部 6 種の項を次のように改める。

- | |
|-----------------------|
| 調整監 |
| 指導監査監 |
| 医療調整監 |
| 団体検査監 |
| 統括林業普及員 |
| 技術専門監 |
| 出納監察監 |
| 支庁隠岐空港管理所長 |
| 特別徴収監 |
| 保健環境科学研究所部長 |
| 同 原子力環境センター長 |
| 島根あさひ社会復帰促進センター診療所副所長 |
| 女性相談センター西部分室長 |
| 農業大学校教授 |

畜産技術センター生産技術部長
水産技術センター総合調整部長
同 漁業生産部長
産業技術センター研究企画監
同 研究調整監
同 浜田技術センター長
高等技術校教頭
益田県土整備事務所石見空港管理所長
高規格道路事務所部長

別表第3教育委員会の部2種の項中「教育センター所長（松江教育センターに限る。）」を「教育センター所長」に改め、同部3種の項中「教育センター所長（松江教育センターを除く。）」を「教育センター浜田教育センター長」に改め、同部6種の項中「埋蔵文化財調査センター副所長」を削り、「大東高等学校」の次に「横田高等学校」を加え、「川本高等学校」を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第6条の10関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2項職員	3項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	14,000
1年以上2年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	12,000
2年以上3年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	10,000
3年以上4年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	8,000
4年以上5年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	6,000
5年以上6年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	4,000
6年以上7年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	48,200	2,000
7年以上8年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	46,400	
8年以上9年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	44,600	
9年以上10年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	42,800	
10年以上11年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	41,000	
11年以上12年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	39,200	
12年以上13年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	37,400	
13年以上14年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	35,600	
14年以上15年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	34,200	
15年以上16年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	32,800	
16年以上17年未満	406,500	361,500	302,700	246,500	181,500	31,400	
17年以上18年未満	402,100	357,500	299,400	243,900	179,900	30,000	
18年以上19年未満	397,700	353,500	296,100	241,300	178,300	28,600	
19年以上20年未満	393,300	349,500	292,800	238,700	176,700	27,200	
20年以上21年未満	388,900	345,500	289,500	236,100	175,100	25,800	
21年以上22年未満	369,600	328,700	275,800	224,100	165,900	25,200	
22年以上23年未満	349,900	311,600	261,800	212,300	156,200	24,600	

23年以上24年未満	330,700	295,000	248,400	200,300	147,100	23,700	
24年以上25年未満	311,400	278,100	234,600	188,600	137,500	23,100	
25年以上26年未満	292,000	261,300	221,000	176,800	128,300	22,500	
26年以上27年未満	269,400	240,600	203,400	162,500	117,400	21,900	
27年以上28年未満	247,200	220,300	186,400	148,200	107,000	21,300	
28年以上29年未満	224,900	200,000	169,200	134,000	96,700	20,600	
29年以上30年未満	202,200	179,300	151,600	119,700	85,800	20,300	
30年以上31年未満	177,500	157,500	133,700	104,800	75,200	19,900	
31年以上32年未満	152,700	135,600	115,500	90,000	64,200	19,300	
32年以上33年未満	128,200	114,000	97,700	74,900	53,800	18,500	
33年以上34年未満	90,200	82,200	71,700	55,800	39,700	17,600	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900	

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第6条の7各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において、「1項職員」とは第6条の5第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第6条の5第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員及び同項第3号の職のうち人事委員会が認める職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職（人事委員会が認める職を除く。）を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

別表第6中 「 隠岐郡西ノ島町大字美田 隠岐支庁隠岐保健所総務保健部島前保健環境グループ
隠岐郡西ノ島町大字美田 隠岐支庁隠岐保健所総務保健部島前地域危機管理スタッフ 」 を、
「 隠岐郡西ノ島町大字別府 隠岐支庁隠岐保健所総務保健部島前保健環境グループ
隠岐郡西ノ島町大字別府 隠岐支庁隠岐保健所総務保健部島前地域危機管理スタッフ 」 に、

「隠岐支庁県土整備局隠岐空港管理所」を「隠岐支庁県土整備局維持管理部隠岐空港管理所」に、「東部県民センター税務部隠岐税務グループ」を「東部県民センター納税部隠岐税務グループ」に、「隠岐海区漁業調整委員会」を「隠岐海区漁業調整委員会事務局」に改め、

「 邑智郡美郷町都賀行 川本警察署都賀行駐在所
邑智郡邑南町阿須那 川本警察署阿須那駐在所 」 及び
「 鹿足郡津和野町左鐙 津和野警察署左鐙駐在所
鹿足郡吉賀町柿木村福川 津和野警察署福川駐在所 」 を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

年次有給休暇並びに条例第6条、第7条及び第11条第2号並びにこの規則第3条第12号及び第14号に規定する休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、年次有給休暇並びに条例第11条第2号並びにこの規則第3条第12号及び第14号に規定する休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第6条第4項中「半日若しくは」を削り、同条第5項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号ア中「4時間」を「3時間55分」に改め、同号イ中「5時間」を「4時間55分」に改め、同号ウ中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号中「1時間」を「1分」に改め、同項第4号中「1時間」を「1分」に、「切り捨てた時間数」を「切り捨てた時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員であつて、施行日の前日におけるこの規則による改正前の職員の休日及び休暇に関する規則第6条第1項及び第4項に規定する休暇（以下「施行前休暇」という。）の残日数に半日の端数があるものの施行日以降の平成21年におけるこの規則による改正後の職員の休日及び休暇に関する規則第6条第1項及び第4項（以下「新规定」という。）の休暇（以下「施行後休暇」という。）の日数については、同年1月1日から施行日の前日までの間の半日の施行前休暇の使用を4時間の休暇の使用とみなして得られる日数を施行日における施行後休暇の残日数として、新规定を適用する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 27 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第3号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

年次有給休暇並びに条例第7条、第8条及び第11条第2号並びにこの規則第3条第12号及び第14号に規定する休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、年次有給休暇並びに条例第11条第2号並びにこの規則第3条第12号及び第14号に規定する休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第6条第4項中「半日若しくは」を削り、同条第5項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号ア中「4時間」を「3時間55分」に改め、同号イ中「5時間」を「4時間55分」に改め、同号ウ中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号中「1時間」を「1分」に改め、同項第4号中「1時間」を「1分」に、「切り捨てた時間数」を「切り捨てた時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き在職する教育職員であつて、施行日の前日におけるこの規則による改正前の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則第6条第1項及び第4項に規定する休暇(以下「施行前休暇」という。)の残日数に半日の端数があるものの施行日以降の平成21年におけるこの規則による改正後の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則第6条第1項及び第4項(以下「新规定」という。)の休暇(以下「施行後休暇」という。)の日数については、同年1月1日から施行日の前日までの間の半日の施行前休暇の使用を4時間の休暇の使用とみなして得られる日数を施行日における施行後休暇の残日数として、新规定を適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第4号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項を次のように改める。

新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

ア 前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第18から別表第24までに定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められている職員 当該号給

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条第1項の規定により得られる号給

(2) 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号給

第21条第1項中「。以下「外国機関等派遣条例」という。」を削る。

「

別表第1の9級の項中

1	理事の職務
2	本庁の部長の職務
3	会計管理者の職務
4	特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務
5	技監の職務

を

」

「

1	理事の職務
2	本庁の部長の職務
3	会計管理者の職務

に改める。

- | | |
|---|-----------------------|
| 4 | 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 |
| 5 | 危機管理監の職務 |
| 6 | 技監の職務 |

別表第13中

歯科衛生士	短大卒		2.5	5
		0	2.5	8

「

歯科衛生士	短大3卒		1	5
		0	1	6
	短大2卒		2.5	5
		0	2.5	8

に改める。

別表第23中

歯科衛生士	短大卒	1級11号給
-------	-----	--------

「

歯科衛生士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給

に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第5号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

新たに教育職員となった者の号給は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号に掲げる教育職員以外の教育職員 次に掲げる教育職員の区分に応じ、次に定める号給

ア 前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第9に定める高等学校等教育職給料表初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められている教育職員 当該号給

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない教育職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第16条の2第1項又は第16条の3第1項の規定により得られる号給

(2) 初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない教育職員又はその者に適用される同表の職種欄の区分に対応する学歴免許欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する教育職員 その者の属する職務の級の最低の号給

第16条の2第5項を削る。

第33条の2第3項第2号中「、その額に再任用短時間勤務に係る算出率を」を「その額に再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務教育職員等にあつてはその額に育児短時間勤務に係る算出率をそれぞれ」に改める。

第35条の6中「以下」の次に「この条において」を加える。

第38条の2第1項第1号中「管理職員 管理職員」を「条例第17条の2第1項に規定する管理職員 当該管理職員」に改める。

第43条第1項中「次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額」を「条例第25条の2第1項及び第3項に規定する教育職員の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が再任用教育職員であるときは、その者の属する職務の級とする。）に対応する別表第17に掲げる額」に改め、同項各号を削る。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第45条の前に見出しとして「（産業教育手当）」を付する。

第46条の次に次の1条を加える。

第46条の2 条例第25条の3第1項第2号に規定する人事委員会規則で定める業務は次に掲げる業務であつて、宿日直勤務中に行われたものでないものとする。

- (1) 農作物の栽培に関する業務のうち勤務時間（勤務時間条例第2条第1項及び第3条の規定による勤務時間をいう。以下この条において同じ。）が割り振られた日のみで処理することが困難であると人事委員会が認めるもの
- (2) 家畜又は愛玩動物（以下「家畜等」という。）の飼養に関する業務のうち勤務時間が割り振られた日のみで処理することが困難であると人事委員会が認めるもの
- (3) 魚介類の養殖に関する業務のうち勤務時間が割り振られた日のみで処理することが困難であると人事委員会が認めるもの
- (4) 水産練習船の出入港作業
- (5) 荒天時等における農業用施設設備等又は水産用施設設備（水産練習船を含む。以下同じ。）の保全又は修繕
- (6) その他人事委員会が前各号に準ずると認める業務

2 条例第25条の3第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める業務は次に掲げる業務であつて、宿日直勤務中に行われたものでないものとする。

- (1) 農作物の栽培に関する業務のうち勤務時間内のみで処理することが困難であると人事委員会が認めるもの
- (2) 家畜等の飼養に関する業務のうち勤務時間内のみで処理することが困難であると人事委員会が認めるもの
- (3) 魚介類の養殖に関する業務のうち勤務時間内のみで処理することが困難であると人事委員会が認めるもの
- (4) 水産練習船の出入港作業
- (5) 漁業実習及びその準備作業
- (6) 農畜産加工品又は水産加工品の製造
- (7) 荒天時等における農業用施設設備等又は水産用施設設備の保全又は修繕
- (8) その他人事委員会が前各号に準ずると認める業務

第47条及び第48条を次のように改める。

第47条 前条に規定する業務に従事した日数は、暦日によって計算する。

2 産業教育手当は、第38条第4項及び第5項に規定する宿日直手当の支給方法に準じて支給する。

第48条 任命権者は、産業教育業務従事記録簿を作成し、これを保管しなければならない。

第50条及び第51条を次のように改める。

第50条 条例第25条の4第1項第1号に規定する人事委員会が定める時間は、同号に規定する教頭（以下この条において「教頭」という。）が校務を整理する定時制の課程（夜間の課程に限る。以下この条において同じ。）を置く高等学校又は同号に規定する教員（以下この条において「教員」という。）が本務として勤務する高等学校毎に、当該高等学校において最も多くの全日制の課程の教育に従事する教育職員に割り振られた勤務時間の終業の時刻から当該高等学校において最も多くの定時制課程の教育に従事する教頭又は教員に割り振られた勤務時間の終業の時刻までの時間とする。

第51条 定時制通信教育手当は、第38条第4項及び第5項に規定する宿日直手当の支給方法に準じて支給する。

第51条の次に次の1条を加える。

第51条の2 任命権者は、定時制・通信制教育業務従事記録簿を作成し、これを保管しなければならない。

第52条中「及び第38条の3」を「、第38条の3」に改め、「管理職員特別勤務記録簿」の次に「、第48条に規定する産業教育業務従事記録簿及び第51条の2に規定する定時制・通信制教育業務従事記録簿」を加える。

別表第13の4種の項中「、川本高等学校」及び「、津和野高等学校」を削る。

別表第17を次のように改める。

別表第17（第43条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に対する義務教育等教員特別手当の月額表

教育職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		1	3,900円	5,000円	10,100円
	2	3,900	5,000	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	11,100	14,400
	17	4,700	6,000	11,400	14,800
	18	4,700	6,000	11,400	14,800
	19	4,700	6,000	11,400	14,800
	20	4,700	6,000	11,400	14,800
	21	4,900	6,200	11,700	15,100
	22	4,900	6,200	11,700	15,100

23	4,900	6,200	11,700	15,100
24	4,900	6,200	11,700	15,100
25	5,100	6,600	11,900	15,300
26	5,100	6,600	11,900	15,300
27	5,100	6,600	11,900	15,300
28	5,100	6,600	11,900	15,300
29	5,400	7,100	12,200	15,500
30	5,400	7,100	12,200	15,500
31	5,400	7,100	12,200	15,500
32	5,400	7,100	12,200	15,500
33	5,600	7,400	12,600	15,800
34	5,600	7,400	12,600	15,800
35	5,600	7,400	12,600	15,800
36	5,600	7,400	12,600	15,800
37	5,800	7,700	12,900	15,900
38	5,800	7,700	12,900	
39	5,800	7,700	12,900	
40	5,800	7,700	12,900	
41	6,100	8,300	13,200	
42	6,100	8,300	13,200	
43	6,100	8,300	13,200	
44	6,100	8,300	13,200	
45	6,300	8,600	13,500	
46	6,300	8,600	13,500	
47	6,300	8,600	13,500	
48	6,300	8,600	13,500	
49	6,600	8,900	13,700	
50	6,600	8,900	13,700	
51	6,600	8,900	13,700	
52	6,600	8,900	13,700	
53	6,800	9,600	14,000	
54	6,800	9,600	14,000	
55	6,800	9,600	14,000	
56	6,800	9,600	14,000	
57	7,000	9,900	14,200	
58	7,000	9,900	14,200	
59	7,000	9,900	14,200	

再 任 用 教 育 職 員 以 外 の 教 育 職 員	60	7,000	9,900	14,200	
	61	7,200	10,200	14,400	
	62	7,200	10,200	14,400	
	63	7,200	10,200	14,400	
	64	7,200	10,200	14,400	
	65	7,400	10,500	14,600	
	66	7,400	10,500	14,600	
	67	7,400	10,500	14,600	
	68	7,400	10,500	14,600	
	69	7,700	10,800	14,800	
	70	7,700	10,800	14,800	
	71	7,700	10,800	14,800	
	72	7,700	10,800	14,800	
	73	7,900	11,100	14,900	
	74	7,900	11,100	14,900	
	75	7,900	11,100	14,900	
	76	7,900	11,100	14,900	
	77	8,100	11,400	15,100	
	78	8,100	11,400		
	79	8,100	11,400		
	80	8,100	11,400		
	81	8,200	11,600		
	82	8,200	11,600		
	83	8,200	11,600		
	84	8,200	11,600		
	85	8,400	11,800		
	86	8,400	11,800		
	87	8,400	11,800		
	88	8,400	11,800		
	89	8,500	12,200		
	90	8,500	12,200		
	91	8,500	12,200		
92	8,500	12,200			
93	8,700	12,400			
94	8,700	12,400			
95	8,700	12,400			
96	8,700	12,400			

97	8,800	12,600		
98	8,800	12,600		
99	8,800	12,600		
100	8,800	12,600		
101	9,000	12,900		
102	9,000	12,900		
103	9,000	12,900		
104	9,000	12,900		
105	9,100	13,100		
106	9,100	13,100		
107	9,100	13,100		
108	9,100	13,100		
109	9,200	13,300		
110	9,200	13,300		
111	9,200	13,300		
112	9,200	13,300		
113	9,200	13,400		
114	9,200	13,400		
115	9,200	13,400		
116	9,200	13,400		
117	9,400	13,600		
118	9,400	13,600		
119	9,400	13,600		
120	9,400	13,600		
121	9,500	13,700		
122	9,500	13,700		
123	9,500	13,700		
124	9,500	13,700		
125	9,600	13,900		
126	9,600	13,900		
127	9,600	13,900		
128	9,600	13,900		
129	9,700	14,000		
130	9,700	14,000		
131	9,700	14,000		
132	9,700	14,000		
133	9,800	14,100		

	134	9,800	14,100		
	135	9,800	14,100		
	136	9,800	14,100		
	137	9,900	14,100		
	138	9,900			
	139	9,900			
	140	9,900			
	141	9,900			
	142	9,900			
	143	9,900			
	144	9,900			
	145	10,100			
	146	10,100			
	147	10,100			
	148	10,100			
	149	10,200			
	150	10,200			
	151	10,200			
	152	10,200			
	153	10,300			
再任用教育 職員		6,300	7,700	10,100	12,900

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第43条から第45条まで、第46条の2から第48条まで及び第50条から第52条までの改正規定は、平成21年6月1日から施行する。

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第6号

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

専門的教育職員の給与の特例に関する規則（昭和51年島根県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「定める額」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその額に職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務に係る算出率」という。）を、同法第18条第1項の規定により採用された職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して

得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第2号中「又は第28条の6第2項」を削り、「、その額に職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)第2条第2項」を「その額に勤務時間条例第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務に係る算出率をそれぞれ」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第7号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第4条の見出し及び同条第2項から第5項までの規定中「半日勤務時間の割振り変更」を「4時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第8条の2第1項中「第7条第2号から第8号」を「第7条第1項第2号から第9号」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第8号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成15年島根県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第9条中「午後零時15分」を「正午」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第9号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成18年島根県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の表中「100分の16」を「100分の17」に、「100分の13」を「100分の14」に、「100分の7」を「100分の9」に改める。

附則第 5 項中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成21年 3 月 27 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 2 号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表知事の事務部局の部本庁の項中

「

課長	課長	次長	理事
政策企画監	政策企画監	統括政策企画監	部長
センター長		出納局長	政策企画局長
管理監		参事	会計管理者
室長			技監
管理所長			
統括指導監査監			
指導監査監			
統括団体検査監			
上席調整監			
団体検査監			
統括林業普及員			
統括技術専門監			
技術専門監			
建築指導監			
上席出納監察監			
出納監察監			

を

」

「

課長	課長	次長	理事
政策企画監	政策企画監	統括政策企画監	部長
管理監		出納局長	政策企画局長
室長		参事	会計管理者
センター長			危機管理監
管理所長			技監
上席調整監			
政策調整監			

に改め、同部福祉事務所の項を削り、

統括指導監査監				
指導監査監				
統括団体検査監				
団体検査監				
統括林業普及員				
統括技術専門監				
技術専門監				
建築指導監				
上席出納監察監				
出納監察監				

」

教育委員会の部本庁の項中

課長	課長
監理監	管理監
上席調整監	を
室長	室長
センター長	センター長
	上席調整監

に改め、同部埋蔵文化財調査センターの項中

」

」

所長	を	所長	に改め、同部教育センターの項中	所長（浜田）	所長（松江）	を
副所長				部長		

センター長	所長	に改め、別表の5の表知事の事務部局の部本庁の項中
部長		

医療統括監	を	医療統括監	に改め、共通の部中	医療調整監	を	医療調整監	に改め、
参事		参事				医療専門幹	
課長		課長					
室長		医療企画監					
		室長					

別表の7の表共通の部中

							を
--	--	--	--	--	--	--	---

」

				調整監		に改める。
--	--	--	--	-----	--	-------

」

附 則

この細則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 訓 令

島根県人事委員会訓令第 1 号

事 務 局

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 27 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（勤務時間の割振り）

第 1 条 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、その間に 60 分の休憩時間をおく。

（休憩時間）

第 2 条 休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。